

## 優遇税制の手引き

国家税務総局は2021年6月時点において企業のライフサイクル（創業期、成長期、成熟期）ごとに適用できる102項目の優遇税制の手引きを公表しました。

### I 創業期

条件に合致する増値税小規模納税人、小型薄利企業に対する優遇税制の他、個人事業主、大学卒業生、失業者、退役軍人、障害者、帰国留学生、中国に長期定住する専門家等に優遇税制や金融支援が設けられています。

#### ・小規模納税人増値税免税

2021年4月1日から小規模納税人に発生した増値税課税販売行為で月額販売額が15万人民元を超えない場合は増値税を免税する。

#### ・小規模薄利企業の企業所得税の減免税

2021年1月1日から2022年12月31日までの期間、小規模薄利企業の年課税所得が100万人民元未満の部分については課税所得を12.5%に減額し、20%の税率を適用し企業所得税を計算する。

2019年1月1日から2021年12月31日までの期間、小規模薄利企業の年課税所得が100万人民元以上300万人民元未満の部分については課税所得を50%に減額し、20%の税率を適用し企業所得税を計算する。

小規模薄利企業とは、年課税所得が300万人民元未満で従業員数300人未満、資産総額5,000万人民元未満の3条件を満たす企業をいう。

### II 成長期

企業の迅速で健全な促進し良好な科技ベンチャー育成の環境をつくるため研究開発費用の控除加算政策、固定資産投資による加速償却などが設けられています。

#### ・研究開発費の控除額の加算

2018年1月1日から2023年12月31日までの期間、居民企業の対象となる研究開発活動中に実際に発生した費用について一定の金額を**控除額加算又は割増償却**をする。

#### ・製造業企業研究費用の企業所得税100%控除額の加算

2021年1月1日から製造業の研究開発活動中に実際に発生した費用について一定額を**控除額の加算又は割増償却**をする。

区 分	優遇策 の対象	一般企業 (一部業種を除く)	製造業
無形資産を形成せず 当期の損益に計上する場合	開発研究費の 実際発生額 (A)	(A) の 75% を 控除額加算	(A) の 100% を 控除額加算
無形資産を形成する場合	無形資産 原価 (B)	(B) の 175% を償却	(B) の 200% を償却

**・委託国外研究開発費の控除額の加算**

国外で委託する研究開発活動で実際に発生する費用について実際発生額の80%を委託国外研究開発費用に算入する。委託国外研究開発費用が国内研究開発費用の条件に合致する研究開発費用の2/3を超えない部分は企業所得税の計算において控除額を加算する。

**・固定資産加速償却或いは一次性控除**

2014年1月1日以後に新しく購入した研究開発用の器具備品、設備で単価が100万人民元未満のものは一次で課税所得の計算上、当期の原価、費用に計上できる。単価が100万人民元を超えるときは、償却期間の短縮或いは加速償却方法を採用することができる。

2018年1月1日から2023年12月31日までの期間に新たに購入した設備、器具で単価が500万人民元を超えないものは課税所得の計算上、当期の原価、費用に一次で計上することができる。

**・技術譲渡、技術開発と関連する技術諮詢、技術サービスの増値税免税**

納税人が提供する技術譲渡、技術開発と関連する技術諮詢、技術サービスは増値税を免税する。

**・技術譲渡所得の企業所得税の減免**

一納税年度内において居住企業の技術譲渡所得が500万人民元を超えない部分については、企業所得税を免税とし、500万人民元を超過する部分については企業所得税を50%減免する。

**Ⅲ成熟期**

ハイテク技術類企業と先進製造業、ソフトウェア企業、集積回路企業、アニメ企業に企業所得税の軽減税率や増値税の優遇策が設けられています。

**・ハイテク技術企業の15%税率適用による企業所得税の減免**

国家重点支援のハイテク技術企業については15%の税率を適用して企業所

得税を徴税する。

**・ハイテク技術企業と科技型中小企業の欠損金の繰越期限を10年に延長**

2018年1月1日から当年にハイテク技術企業或いは科技型中小企業の資格を具備する企業は、その資格を具備した年の5年度前に発生し、まだ控除していない繰越欠損金は、繰越期間を5年から10年に延長する。

**・技術先進型サービス企業の15%税率適用による企業所得税の減免**

技術先進型サービス企業に認定された企業は、15%の税率を適用して企業所得税を徴税する。

**・先進製造業納税人の増値税未控除額の還付**

2021年4月1日から先進製造業の納税人に合致するときは、2021年5月以後、主管税務機関に対し未控除の増量分増値税額の還付申請できる。